

## 「人民法院知的財産権司法保護实施方案(2026～2030年)」

近日、最高人民法院は「人民法院知的財産権司法保護实施方案(2026～2030年)」(以下「实施方案」という。)を配布した。本「实施方案」は、「中国共産党中央による新時代の審判業務強化に関する意見」を踏まえ、「中華人民共和国国民経済及び社会発展第15次五ヵ年計画綱要」及び「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」に基づき、第15次五ヵ年計画期間における人民法院の知的財産権司法保護業務の総体的要求、重点業務、改革措置及び業務メカニズム等を明示したものである。

本「实施方案」は、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導理念として堅持し、習近平法治思想を深く学習・貫徹するとともに、中国共産党第二十回全国代表大会精神及び第二十期中央委員会の歴次全体会議の精神を全面的に実施するものである。その上で、新興分野における知的財産権司法保護に焦点を当て、新質生産力(新たな質の生産力)の発展加速を後押しし、人民法院の知的財産権司法保護業務の任務をさらに明確化することで、公正かつ高効率な司法をもって高品質な発展に資するものとし、その実現を確保するものである。

法発〔2026〕4号

最高人民法院による

「人民法院知的財産権司法保護実施方案(2026～2030年)」の配布に関する通知

各省、自治区、直轄市高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院：

ここに「人民法院知的財産権司法保護実施方案(2026～2030年)」を配布するので、確実にこれを貫徹し執行されたい。

最高人民法院

2026年4月17日

人民法院知的財産権司法保護実施方案

(2026～2030年)

「第15次五ヵ年計画」期間は、わが国が社会主義現代化の基本的実現に向けた基礎を固め、全面的に発展力を発揮する重要な時期である。知的財産権は、国家発展における戦略的資源であり、国際競争力を構成する核心的要素として、その役割は一層顕著となっている。「中国共産党中央による新時代の審判業務強化に関する意見」を着実に実施し、人民法院の知的財産権司法保護水準を全面的に向上させ、知的財産権審判体系及び審判能力の現代化を継続的に推進するため、「中華人民共和國国民経済及び社会発展第15次五ヵ年計画綱要」及び「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」に基づき、人民法院における知的財産権司法保護業務の実情を踏まえ、本実施方案を制定する。

一、總体的要求

(一) 指導思想。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導として堅持し、習近平法治思想を深く学習・貫徹し、中国共産党第二十回全国代表大会精神及び第二十期中央委員会の歴次全体会議精神を徹底して実施し、「二つの確立」の決定的意義を深く理解し、「四つの意識」を強化し、「四つの自信」を確固たるものとし、「二つの擁護」を實踐する。あわせて、正しい政績観を確立しこれを實踐し、知

的財産権審判の質及び効率を全面的に向上させ、知的財産権司法保護制度を整備し、知的財産権審判分野における改革を深化させ、知的財産権審判の組織づくりを強化し、知的財産権強国、世界科学技術強国及び社会主義現代化国家の全面的建設に向け、力強い司法サービス及び保障を提供する。

(二) 基本原則。中国共産党の絶対的指導を堅持し、党中央の権威及び集中統一の指導を断固として擁護し、人民法院の知的財産権司法保護業務の各方面及び全過程に党の指導を貫徹し、知的財産権審判事業の発展に根本的保障を提供する。人民至上を堅持し、人民大衆の知的財産権に対する公正かつ高効率な保護需要を出発点及び帰着点とし、厳格かつ公正な司法を行い、イノベーション創造を奨励し、科学技術成果の高効率な転化・活用を推進し、知的財産権司法保護の実効を着実に向上させる。改革革新を堅持し、知的財産権司法保護の重点分野及び重要部分に焦点を当て、体制・メカニズム改革及び実務探索を継続的に深化させ、知的財産権審判事業発展の原動力を不断に強化する。開放・共栄を堅持し、知的財産権司法分野における国際交流協力を継続的に深化させ、高水準の対外開放に奉仕し、グローバル知的財産権ガバナンス体系がより公正かつ合理的な方向へ発展することを推進する。

(三) 主要目標。2030年までに、科学技術イノベーション及び産業変革の発展需要に適応した知的財産権司法ルール体系をさらに整備し、知的財産権事件の特徴及び法則に適合する訴訟制度をさらに健全化し、知的財産権強国建設の要請に応える審判体制・メカニズムをさらに最適化し、知的財産権司法保護需要に対応する審判人材体制の能力をさらに向上させる。知的財産権事件審理の専門化、管轄の集中化、手続の集約化及び人員の専門化を顕著に高め、公正高効率で、管轄が科学的かつ権限区分が明確であり、体系的かつ完備した知的財産権司法保護体制・メカニズムを基本的に形成し、知的財産権審判体系及び審判能力の現代化建設において重大な進展を実現する。

## 二、知的財産権審判職能作用を十分に発揮する

(四) 科学技術イノベーション保護を強化し、高水準の科学技術自立自強に奉仕する。集積回路、工作機械、高度計測機器、基礎ソフトウェア、先進材料、バイオ製造、高度設備、航空宇宙、新エネルギー等の重要核心技術及び新興産業分野に係る知的財産権紛争を、法に基づき公正かつ迅速に審理し、将来産業の発展に伴う司

法需要に的確に応え、イノベーション成果の保護を強化するとともに、その高効率な実用化・活用を促進し、新質生産力の発展を後押しする。科学技術成果の權益帰属を法により明確化し、研究者の合法的權益保護を強化し、合理的報酬を確保し、イノベーションの活力を引き出し、人材インセンティブを強化する。農業バイオ技術等の農業科学技術成果に対する司法保護を強化し、多元的かつ立体的な種質資源総合法律保護体系の構築を積極的に推進する。行為保全、証拠保全及び先行判決等の制度機能を十分に発揮し、法に基づき、権利侵害行為を速やかに差し止める。

(五) 著作権保護を強化し、社会主義文化の繁栄発展を促進する。著作権分野における裁判ルールを整備し、中華優秀伝統文化の継承・発展における司法審判の方向付け機能を十分に発揮し、社会主義核心価値観を積極的に発揚し、文化イノベーション創造の活力を喚起する。海賊版図書、海賊版音声・映像、海賊版コンピュータソフトウェア並びに「集約型無断リンク」「クラウドストレージ侵害」等の新型権利侵害犯罪行為に対する処罰を継続的に強化し、著作権者の合法的權益を法により迅速に保護する。「二次創作」に関する司法ルールを整備し、文化クリエイティブ産業が法的枠組みの下で健全に発展するよう導く。「通知—必要措置」ルールを法により適切に適用し、ネットワークプラットフォームの侵害責任に関する過失認定基準を的確に把握し、権利保護と産業発展との均衡を図りつつ、インターネット分野の総合ガバナンスを後押しする。

(六) 商業標識保護を強化し、ブランド強国建設を支援する。司法審査機能を十分に発揮し、商標に係る悪意ある登録及び不当登録行為を効果的に規制し、「有名ブランドへの便乗」「フリーライド」並びに公共資源を先取りして利益を得る行為を断固として抑止する。識別性等を備えた合法かつ有効な商標について、登録許可及び登録維持を法により支持し、経営主体の安定的経営及び持続的発展に対し、強固な法治保障を提供する。商標権侵害及び模倣行為を厳しく取り締まり、登録商標専用権を法により保護し、公平競争市場環境を確実に維持し、ブランド競争力の向上を後押しする。地理的表示商標の授権・権利確定及び侵害事件を適切に審理し、特定地域範囲及び品質要件に適合する地理的表示を厳格に保護し、特色産業の発展に寄与する。

(七) 反独占・反不正競争審判を強化し、全国統一大市場の構築を促進する。法に基づき「内巻式」競争（過剰な内部競争）を是正し、独占行為及び不正競争行為に対する司法規制を強化し、全国統一大市場の建設を阻害する障害及びボトルネックを断固として除去する。反不正競争法の原則的・包括的条項を穏当かつ適切に適用し、新類型の不正競争を効果的に規制し、市場競争活力に対する過度な制限を防止する。営業秘密に対する司法保護を強化し、重点分野における営業秘密司法保護ルールを整備する。法に基づき新興分野における人材競争秩序を規範化し、競業禁止条項の効力を適切に認定し、誠実信用に基づく競争理念を提唱し、人材市場の健全な競争秩序を維持する。営業秘密保護と人材の合理的流動との関係を適切に調整し、イノベーション要素の最適配置を促進する。

(八) データ権益司法保護を強化し、デジタル経済の高品質な発展に奉仕する。データ権益保護とデータ開発利用とを等しく重視し、データ紛争を適切に処理し、法に基づきデータ資源保有者、加工利用者、製品経営者等各種データ財産権主体の合法的権益を保護する。公共データ、企業データ及び個人情報データの保護範囲及び保護強度を的確に画定し、デジタル経済と実体経済との深度融合を推進する。データ権益帰属認定、市場取引、権益分配及び利益保護等の司法ルールを整備し、データ要素基礎制度体系の整備を後押しし、開放・共有・安全を兼ね備えた一体的データ市場の構築を促進する。

(九) 人工知能関連事件を適切に審理し、有益・安全・公平な発展を促進する。自然人が入力した指示の具体的内容、選定及び修正の具体的過程等を総合的に考慮し、生成内容に自然人による独創的な選択又は表現が反映されているか否かを判断し、法に基づき人工知能生成内容の法的属性を的確に認定する。発展促進と規範管理との統一的調整を堅持し、大規模モデル学習用データ利用及び人工知能生成内容に係る権利侵害等の新類型事件を穏当に審理する。人工知能生成物の権利帰属認定等に関する司法ルールを探索研究し、法に基づき人工知能開発者、経営者、利用者等主体の法的責任を的確に画定する。

(十) 涉外知的財産権審判を強化し、国内法治と涉外法治を統一的に推進する。法に基づき国内外当事者の合法的権益を平等に保護し、涉外知的財産権司法保護制度を整備し、高水準の対外開放に奉仕しこれを保障する。科学技術分野における知的財産権クロスボーダー訴訟、並行訴訟等の先端的課題を積極的に研究し、関連法

律法規の域外適用ルールを継続的に整備する。知的財産権司法の国際交流及び協力を深化させ、グローバル知的財産権ガバナンスに深く参与し、わが国司法の公信力及び国際的影響力を高める。

(十一) 権利侵害行為に対する制裁を強化し、知的財産権の全チェーン保護を強化する。民事司法保護を強化し、行為保全の適用を拡大し、知的財産権司法保護の即時性及び実効性を確実に高める。証拠ルールを合理的に運用し、法に基づき権利侵害損害賠償額を確定し、懲罰的賠償制度を厳格に実施し、法に基づき悪意侵害、反復侵害等の行為を厳正に処罰する。法に基づき行政法執行を支持し、行政保護と司法保護との接続メカニズムを整備し、保護の相乗効果を形成する。寛厳相濟（寛大さと厳格さを調和させた刑事政策）刑事政策を全面的かつ正確に貫徹し、法に基づき知的財産権侵害犯罪を処罰し、刑事的取締りを強化する。罪刑法定主義を厳格に遵守し、民事紛争と刑事犯罪との境界を的確に区分し、法に基づき認罪認罰従寛制度を規範的に適用し、刑罰の威嚇、予防及び矯正機能を十分に発揮する。

### 三、知的財産権審判分野の体制・メカニズムを健全化する

(十二) 審判専門化建設を強化し、知的財産権審判の基礎を強固にする。国家レベルにおける知的財産権事件上訴審理メカニズム改革を深化させ、技術類知的財産権事件の管轄をさらに最適化する。各級人民法院における知的財産権専門審判機構の整備及び運用の規範化を推進し、知的財産権事件審理の専門化水準を向上させる。知的財産権審判の組織体系を整備し、基層人民法院における知的財産権専門審判人材体制の整備を全面的に強化することで、科学技術イノベーションに伴う知的財産権専門審判への司法需要に的確に対応する。

(十三) 事件訴訟手続を最適化し、知的財産権保護の全体的効能を発揮する。知的財産権審判の特性及び法則に適合する事件管轄メカニズムを健全化し、知的財産権民事・行政・刑事訴訟手続の接続メカニズムを整備することにより、司法理念の一体的運用、法的責任の的確な認定、裁判結果の協調統一及び事件処理・ガバナンスの高効率な連携を促進する。知的財産権民事事件の管轄権を有する人民法院が、法に基づき知的財産権刑事附带民事訴訟事件を受理する制度について探索し、知的財産権司法保護の効率向上を図る。

(十四) 知的財産権訴訟特別手続法の研究制定を推進し、訴訟規範体系を健全化する。法に基づき証拠開示、証拠保全及び証拠妨害排除等のルールを整備する。あわせて、関連訴訟審理メカニズム、専利侵害訴訟と専利無効手続との接続メカニズム等の整備を研究し、知的財産権訴訟における顕著な課題の解決を推進し、当事者の合法的権益を全面的に保障する。

(十五) 技術事実認定メカニズムを整備し、技術事実認定の科学性を高める。技術調査官、専門家補助人、鑑定人等が技術事実認定に関与するメカニズムを健全化する。技術調査官の選抜、任命及び管理メカニズムを最適化し、新興産業分野及び研究機関等の専門人材を吸収して技術調査人材バンクを充実させ、技術調査官が技術事実認定において果たす役割を十分に発揮させる。技術調査意見の形成、審査及び採用手続を規範化し、技術事実認定の中立性及び客観性を確保する。

#### 四、知的財産権保護業務メカニズムを整備する

(十六) 法律適用ルール体系を健全化し、裁判基準の統一を促進する。法律、行政法規及び司法解釈を基礎とし、指導性判例を参照とし、人民法院判例データベース収録事例を参考とする知的財産権審判指導体系を構築する。デジタル法院建設を深化させ、「一張網」及び「法答網」が法律適用の統一並びに審判業務の質向上及び効率化を促進する機能を十分に発揮させる。「庫網融合」インテリジェントサービスプラットフォームの深化応用を推進し、類似事件及び新類型事件の検索制度を整備し、知的財産権紛争における法律適用基準の統一を推進する。

(十七) 非正常の大量訴訟、虚偽訴訟及び悪意訴訟に対する総合ガバナンスを強化し、良好なイノベーション環境を形成する。誠実信用訴訟原則を強化し、私権保護と公共利益保護、イノベーション奨励と公正競争維持との関係を的確に把握し、法に基づき権利保護の境界を的確に画定し、権利濫用を防止する。権利基礎の審査を強化し、「著作権 AI スマート審査」等の補助的知能化応用を探索・整備し、「一張網」による関連事件検索等の機能を十分に活用し、証拠ルールを正確に適用し、法に基づき権利基礎の合法性及び正当性を審査する。虚偽訴訟又は悪意訴訟行為については、法に基づき情状の軽重に応じて過料、拘留等の司法制裁措置を講ずるものとし、犯罪の嫌疑がある場合には、速やかに公安機関へ事件を移送する。法に基

づき訴訟を通じて競争相手の正常な経営を妨害し、不当利益を取得する行為を規制し、公平競争市場秩序を維持する。

(十八) 司法権運行メカニズムを整備し、司法公正を促進する。知的財産権事件の特徴及び審判法則に適合する審判権運行メカニズムを整備し、審判組織の事件処理権限責任リストを明確化し、院長・延長による審査確認制度を整備し、事件品質に対する全過程監督管理を強化する。新類型事件、難解複雑事件等については、審判委員会及び専門裁判官会議の機能を十分に発揮し、規範的かつ高効率で、基準の統一された法律適用難問解決メカニズムを構築する。

(十九) 行政法執行と司法との接続メカニズムを強化し、知的財産権大保護業務構造を構築する。知的財産権司法審判と行政法執行との接続メカニズムを健全化し、知的財産権に関する情報化・インテリジェント化の基盤インフラ整備を強化し、市場監督管理、著作権、知的財産権等の管理部門との情報資源共有メカニズム構築を推進し、知的財産権保護の全体的相乗効果を形成する。

(二十) 多元的紛争解決メカニズムを健全化し、矛盾紛争の実質的解決を促進する。新時代の「楓橋経験」を堅持し発展させ、社会治安総合ガバナンスセンターとの連携を深化させ、「総対総」多元的紛争解決メカニズムの優位性を十分に発揮する。知的財産権紛争調停を強化し、知的財産権管理部門、仲裁機関、業界団体、調停組織等との協調連動を継続的に強化し、知的財産権分野における多元共治型紛争解決体系を整備する。

## 五、知的財産権審判保障を強化する

(二十一) 政治的保障及び組織的保障を強化する。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想をもって頭脳を武装し、実践を指導し、業務を推進することを堅持し、常に党の政治建設を最優先に位置付け、大局奉仕意識を強化し、国家主権、安全及び発展利益を断固として擁護する。正しい政績観を確立しこれを実践し、知的財産権審判権運行及び監督制約メカニズムを健全化し、審判人材が忠誠心を有し、清廉で責任を担う姿勢を備えることを確保する。司法干渉防止に関する「三つの規定」を厳格に執行し、記録、報告、通報、審査追責メカニズムを健全化し、司法腐敗を根源から防ぎ、断ち切る。知的財産権司法保護業務メカニズムを整備し、下級

法院に対する監督指導を強化し、関係職能部門との意思疎通及び協調を深化させ、各項任務が着実に実施されることを確保する。

(二十二) 人員体制及び人材保障を強化する。「知的財産権専門審判人材プラットフォーム」の機能を十分に発揮し、優秀人材の確保及び選抜を継続的に強化し、政治的立場が揺るぎなく、大局観を備え、法律に精通し、技術に通曉し、かつ国際的視野を備えた知的財産権審判人材を一定数育成するよう努める。知的財産権専門審判部門において、指導体制及び知的財産権審判経験を有する裁判官を十分に配置・強化し、知的財産権専門審判人材体制の相対的安定を維持する。法学系大学・研究機関との交流・協力を強化し、知的財産権専門実習生制度を構築・整備する。

各級人民法院は、実施方案の各項要求を全面的かつ的確に貫徹実施し、責任分担を明確化するとともに、主体责任を着実に履行し、業務の実効確保に努めなければならない。あわせて、統一的調整を強化し、督促指導を徹底し、各項施策の推進及び実施を着実に進め、各項任務が確実に実施され、成果を上げることが確保しなければならない。

出所:2026年4月20日付け最高人民法院知識産権庭ウェブサイト

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-5626.html>

※本資料は公表資料に基づきジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。